広島県告示第九百六十六号

除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、 次の保安林を解

平成二十二年十二月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一解除に係る保安林の所在場所

二八七の二・二二八八から二二九〇まで(以上十三筆について次の図に示す部分に限 る。)、二二八〇の二、二二八四の二、二二八五の二 九の一・二二七九の二・二二八〇の一・二二八四の一・二二八五の一・二二八七の一・二 山県郡北広島町今田字栩谷一七〇五の一・一七〇五の三・一七〇五の四・字深谷二二七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町

一解除に係る保安林の所在場所

三・二二九〇・二二九一(以上六筆について次の図に示す部分に限る。 山県郡北広島町今田字深谷二二八五の一・二二八六の一・二二八七の一・二三八七 \mathcal{O}

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町今田字深谷二二七九の 一・二三八五の一 (以上二筆について次の図に示

す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

役場に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町